

一般社団法人ジャパンアイブロウライセンス協会

会費・認定料規程（成長段階別会員優遇措置に基づく）

本規程は、「附則（成長段階別会員優遇措置）」に基づき、各会員区分および認定制度に応じた入会金、年会費および認定料を定めるものである

第1条 目的

本規程は、会員規約および附則に基づき、各会員種別および成長段階別区分に応じた入会金・年会費、および各認定制度にかかる認定料の体系を明文化し、納入金額および優遇措置の透明性を確保することを目的とする

第2条 適用区分と金額：会費および認定料

各会員種別および認定制度の成長段階別区分ごとの入会金、年会費および認定料、登録料は、以下の通りとする

【会員種別】

① 一般会員

1, 個人

区分	入会金	年会費
パイオニア	3,000 円	12,000 円
グロース	7,000 円	12,000 円
スタンダード	10,000 円	12,000 円

2,法人

区分	入会金	年会費
パイオニア	10,000 円	18,000 円
グロース	10,000 円	24,000 円
スタンダード	60,000 円	80,000 円

② 正会員

1, 個人

区分	入会金	年会費
パイオニア	5,000 円	12,000 円
ロース	10,000 円	12,000 円
スタンダード	10,000 円	12,000 円

2,法人

区分	入会金	年会費
パイオニア	10,000 円	18,000 円
グロース	10,000 円	24,000 円
スタンダード	60,000 円	80,000 円

③ 賛助会員

区分	入会金	年会費/1 口
パイオニア	30,000 円	20,000 円
グロース	40,000 円	30,000 円
スタンダード	50,000 円	50,000 円

【認定制度】

① 認定校

認定料

区分	認定料
パイオニア	55,000 円
グロース	66,000 円
スタンダード	110,000 円

1, アイブロウ総合学科 ※パイオニア・グロースは一般会員（個人・法人）と別途年会費がかかります

区分	入会金	年会費
パイオニア	個人又は法人会員	18,000 円
グロース	個人又は法人会員	36,000 円
スタンダード	法人会員	法人会員

2, アイブロウ専門学科 ※パイオニア・グロースは一般会員（個人・法人）と別途年会費がかかります

区分	入会金	年会費
パイオニア	個人又は法人会員	12,000 円
グロース	個人又は法人会員	24,000 円
スタンダード	法人会員	法人会員

3, アイブロウ理美容学科（学内講師在籍）ワキシング1級

区分	入会金	年会費
パイオニア	優遇（法人会員）	優遇（法人会員）
グロース	優遇（法人会員）	優遇（法人会員）
スタンダード	法人会員	法人会員

※パイオニア・グロースの一般会員（法人）は優遇とする

4, アイブロウ理美容学科（外部講師提携）ワキシング2級

区分	入会金	年会費
パイオニア	優遇（法人会員）	優遇（法人会員）
グロース	法人会員	法人会員
スタンダード	法人会員	法人会員

※パイオニアの一般会員（法人）は優遇とする

② 認定講師

認定料

区分	認定料
パイオニア	22,000 円
グロース	33,000 円
スタンダード	44,000 円

③ アシスタント

登録料

区分	登録料
パイオニア	5,500 円
グロース	7,700 円
スタンダード	11,000 円

④ 公認アイブロウデザイナー

認定料・年会費

区分	認定料	年会費
パイオニア	11,000 円	優遇
グロース	22,000 円	6,000 円
スタンダード	33,000 円	12,000 円

⑤ 認定サロン

認定料・年会費

区分	認定料（全店）	年会費	
パイオニア	11,000 円	12,000 円	優遇
グロース	22,000 円	12,000 円	2 店舗目以降 3,000 円／店
スタンダード	33,000 円	12,000 円	2 店舗目以降 6,000 円／店

第 3 条 納入および起算に関する運用

1. 入会申込時には、入会金および初年度年会費を一括して納入しなければならない
2. 当該年度の 7 月 1 日以降に入会を申込む場合、その年度の年会費は半額とする
3. 入会日（起算点）について毎月 15 日で申込を締め切り、その当月に行われる理事による会議を行い、代表理事の承認をもって入会が可能とする
なお会員入会日（会員資格の起算日）は、代表理事の承認及び入金確認が取れた月の翌月 1 日とする（毎月 1 回の会議で承認作業を行うものとする）

例 1) 2025 年 6 月 14 日申込→2025 年 6 月 15 日～末日までのいずれかで理事の会議を行う→その会議の中で代表理事の承認が得られ＋入会金の入金確認が 2025 年 6 月末までに当協会で確認ができれば、翌月の 2025 年 7 月 1 日が入会日となる

例 2) 2025 年 6 月 14 日申込→2025 年 6 月 15 日～末日までのいずれかで理事の会議を行う→その会議の中で代表理事の承認が得られ+入会金の入金確認が 2025 年 6 月末までに当協会を確認ができず、2025 年 7 月 2 日に確認ができた場合、2025 年 7 月の翌月である 2025 年 8 月 1 日が入会日となる

4. 次年度以降の年会費は、前年の 12 月末日までに納入するものとする

例) 2026 年度の会費等は、2025 年 12 月末日までに入金する

例) 2027 年度の会費等は、2026 年 12 月末日までに入金する

第 4 条 特例措置の失効

以下のいずれかに該当した場合は、会員はパイオニアまたはグロースメンバーとしての特例会費の適用を失うものとする

1. 年会費の納入を 6 カ月以上滞納した場合
2. 協会の会員規約に基づき資格を喪失または除名された場合
3. その他、社員総会が不適當と判断した場合

第 5 条 会費および認定料改定

入会金・年会費および認定料の額は、社員総会において承認された場合に限り、改定することができる

第 6 条 改定

1. 本規約は、社員総会の決議により、必要に応じて改定されることがある
2. 本規約は予告なく追加・変更することがある

本規約は 2025 年 6 月 1 日より施行する